



若狭町在宅育児応援手当支給事業



保育所等を利用せず、第2子以降の低年齢児(0～2歳児)を家庭で子育てする方に対し、経済的負担を軽減するため在宅育児応援手当を支給します。

○対 象 者 以下の要件をすべて満たす児童およびその保護者

- ・若狭町に住民登録があること。
- ・同一世帯の第2子以降で、生後8週間を超え満3歳未満であること。
- ・保育所等に入所していないこと。
- ・職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと。
- ・生活保護法による保護を受けていないこと。
- ・同一世帯に属する方に、公共料金等の未納・滞納がないこと。

○支 給 額 対象世帯の対象児童1人あたり月額1万円

○支 給 期 間 支給対象となった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

○支 給 月 下記支給対象月の前々月までの4か月分を支給します。
2月支給(9～12月分) 6月支給(1～4月分) 10月支給(5～8月分)

○申 請 方 法 申請書(様式第1号)を記入のうえ、下記の書類を添付し子育て支援課(上中庁舎)へご提出ください。審査の上、支給(または不支給)決定通知書を送付いたします。

○添 付 書 類 (1)審査・支払等にかかる同意書
(2)育児休業給付金受給申請状況証明書(様式第2号)…配偶者を含め2枚
※無職の方は、証明書(様式第2号)は不要です。
(3)申請者本人名義の振込先口座通帳の写し

※1月1日時点で若狭町に住民登録がない場合、1月1日時点で住民登録があった市区町村が発行した市町村民税の所得割額が記載された証明書(世帯分)の提出をお願いします。(支給期間が4～8月の場合は前年度、9～3月の場合は当該年度)

※申請者と児童の続柄や養育関係等が確認できない場合、戸籍謄本等の書類の提出をお願いすることがあります。

裏面あります

若狭町子育て支援課(上中庁舎) ☎ 0770-62-2704

若狭町在宅育児応援手当支給事業 Q&A

Q1 現在、育児休業給付金を受給中で、受給終了後も育児休業を継続し、家庭で子育てする予定の場合、在宅育児応援手当の支給対象になるの？

A1 その場合、育児休業給付金受給終了後の翌月から対象になります。
支給開始となる翌月までに必要書類を揃えてお手続きをお願いします。

Q2 今後保育所等に入園が決定している場合でも、受給できるの？

A2 育児休業給付金を受給していない、または育児休業給付金を受給終了している場合であれば、入園前までは支給できます。

例：育児休業給付金受給終了が5月30日で、11月1日から入園の場合、6月～10月は支給対象。
(11月15日入園等、月の途中の入園の場合は、11月分も支給となります。)

Q3 父母が仕事をしていて、子どもを祖父母等に預けている場合は対象になるの？

A3 祖父母等に預けていても、お子さんが保育所等に入所していない場合は、対象になります。

Q4 第3子について育児休業給付金を受給していても、第2子を家庭で子育てしている場合、受給できるの？

A4 育児休業給付金の受給は、児童ごとに判断するため、第2子は支給対象となります。

この場合、育児休業給付金受給申請状況証明書に第3子に関する受給であることを明記する等をお願いします。

☆今は該当しないが今後該当する、その他該当するか分からない等ご不明な点がございましたらお問合せください。町で確認させていただきます。

その場合、個人情報を守るため、先に『審査・支払い等にかかる同意書』の提出をお願いすることがあります。